広島県建築安全安心マネジメント計画 令和4年度アクションプログラム

実施報告

(令和5年3月)

令和4年度重点施策

重点3項目

- 〇 「既存建築物の安全性確保に向けた広島県統一の行動計画」の適確な運用 該当項目
 - ・定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた

安全性の確保 (4 (1)) (継続)

・違反建築物対策の徹底(防災対策に関すること) (3(1)) (継続)

- 関係機関・関係団体との連携による執行体制 (7(2)) (継続)

〇 災害発生に伴う被害の未然防止

該当項目

・建築物の耐震診断・改修の促進 (4(2)) (継続)

〇 災害発生時の迅速な対応

該当項目

・災害時の迅速な対応を可能とする体制整備等の構築 (5(2)) (継続)

重点施策1 「既存建築物の安全性確保に向けた広島県統一の行動計画」の適確な運用

■実施した取組み(定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進に関するもの)

構成団体	財報音制度の適確な連用による維持体主の推進に関するもの) 取組み内容
広島県	○「広島県既存建築物防災週間」(令和4年5月13日から19日)の期間中の令和4年5月18日に
	おいて、定期報告の対象建築物の所有者・管理者及び定期報告業務の担当者を対象に、建築基準
	法の防火・避難規定、消防用設備等の防災ポイント等に関する講習会をオンライン開催した。
	○定期報告対象建築物の所有者等を対象に、定期報告状況の公表制度に係る啓発用パンフレットの
広島市	配付、ホームページへの掲載などにより、防災意識の啓発活動を行った。
仏島巾	○「広島県独自防災週間」を実施した。 ○定期報告の報告状況をホームページ等で公表している。
	○未報告物件(建築物)に対して、これまでの巡回指導に加え、消防部局と合同査察を通年で実施
	し、現地で所有者等に対し、啓発用パンフレットを手渡し、定期報告を提出するよう指導した。
	○広島市ホームページで、特定建築物等の定期報告制度について周知した。
	○所有者等に対し、定期報告提出通知書(4月中旬)、再通知書(10月下旬)、督促状(1月下旬)
	を送付することにより、報告書の提出を促進した。
	○定期報告対象建築物の確認済証交付時に、定期報告のパンフレットを手渡し、定期報告制度の周 なかだ。た
	知を行った。
ス ^山	○定期報告の提出通知を送付することにより報告書の提出を促した。
	○定期報告未提出建築物等については、報告の督促を文章で行った。
	○定期報告により把握した指摘事項について、改善指導を行った。
	○定期報告制度について、ホームページや受付窓口にパンフレットを配布して周知を行った。
	○定期報告対象建物の確認済証交付時に、建築士に対して、建築主に周知するよう要請した。
	○定期報告の報告状況のホームページによる公表を行った。
福山市	○対象建築物のうち対象年度の報告が未提出の物件については、翌年度の4月に所有者等に対し督
	促状を送付した。
	○定期報告において、前回報告時から要是正の判定が継続している場合は、文書により改善を促し
	た。
	○新たに定期報告制度の適用対象となった建築物にあっては、所有者等に対し、防災査察による現
	地指導や定期報告制度のパンフレット配布等を行い、制度周知を図った。
東広島市	○ホームページ及び広報により、定期報告制度の周知を図った。
	 ○定期報告対象施設の所有者等に対して、文書で通知し、報告書の提出を促した。
	 ○未報告物件の所有者等に対しては、文書再通知及び電話連絡にて、報告書の提出を督促した。
尾道市	○市HPにて案内等を掲示している。
	○未報告物件の所有者等に対して再通知及び督促を行った。
三原市	○定期報告対象施設の所有者のうち報告ができていない者に対して督促した。
	○定期報告の状況をHPで公表し、その旨を周知することで報告を促した。
廿日市市	○未報告者等に対し、制度の説明を行い、確実な対応に繋げるよう、徹底を図った。
HHIIIII	
	〇定期報告の提出通知(4月)、再通知(12月)、督促(2月)を送付により周知を行った。

■定期報告制度の周知徹底(平成 30 年4月1日以降の確認申請受け付け分から運用している「定期報告制度の 周知徹底にかかる取組み」について)

構成団体	取組状況
広島県	【西部建設事務所】
	○確認報告書の受理時に、対象建築物等と考えられるものについては、必要に応じて、設計者等に
	対し、配置図や平面図等の図面を求め、定期報告対象建築物等を確定した場合は、確定通知を指
	定検査機関へ送付した。
	○また、定期報告等指導台帳の作成整理後、速やかに「対象建築物等である旨のお知らせ」を作成
	し、建築主又は管理者へ通知した。
	【東部建設事務所】
	○定期報告の徹底のため、対象建築物である旨を文書通知し、未報告者には督促を行う等報告の徹
	底を促した。

	【北部建設事務所】
	【北部建設事務別】 ○定期報告が義務図けられている特定建築物の所有者(管理者)に対し、建築物及び設備の報告書
	世界報告が義務図りられている特定産業物の所有有で管理者がに対し、産業物及の設備の報告者 提出について通知を行い、未提出者には文書督促を行った。
	○長期に渡って未報告の物件に対しては、防災週間に合わせ現地査察を行い、所有者に対して指導」、た
~ ~ ~	○維持管理の不備がある場合には、改善時期を聞取等の指導を行った。
広島市	○取扱いフロー等をもとに、関係機関と連携して定期報告制度の周知を図った。
呉市	○指定確認検査機関からのチェックリストを受け、「定期報告対象建築物等とした確定通知」を指
	定確認検査機関へ送付を行った。
	○定期報告台帳整備、定期報告提出の通知、未報告の場合の督促、改善の必要がある場合は改善指
	示書の作成等の通常業務。
福山市	○今年度定期報告対象となる建築物の所有者等に対し、通知書を送付した。
東広島市	○確認済証交付時に、パンフレットを配布し、普及啓発を図った。
尾道市	○定期報告の対象になりそうな建物に案内を送付している。
	○対象物件となっていた場合には定期報告を行うよう案内をしている。
三原市	○定期報告の対象施設の所有者に対して定期報告の提出を通知している。
	○未報告である施設の所有者に対し提出を督促している。
廿日市市	○指定確認審査機関からの行政照会等から、新規対象物件の把握と定期報告制度の周知徹底を行っ
	ている。
㈱広島建築住宅	○定期報告対象となる可能性のある建築物等については、チェックリスト【別紙1】を特定行政庁
センター	に送付する。
	○建築主に対して、確認済証交付時に「定期報告のしおり」を添付し、周知を図っている。
㈱広島県東部建	○該当物件無し
築確認センター	
ハウスプラス中国	○指定確認検査機関が行う取組み。
住宅保証㈱ 日本 ERI㈱広島支	○定期報告対象物件と思われる建物を確認した場合、所定の書式で特定行政庁に報告している
店	○特定行政庁から該当物件である旨の通知が来た場合、検査済証に「しおり」を添付して交付して
	○ 日本に 日本
(株)ジェイ・イー・サ	○検査済証に「定期報告のしおり」を添付しています。
ポート	○快年頂証に「足別報音のしわり」を除りしています。
ビューローベリタ	○弊社広島事務所の建築確認物件について、取扱いフローに基づき実施しています。
スジャパン(株)	

■定期報告制度の周知徹底(平成 30 年4月1日以降の確認申請受け付け分から運用している「定期報告制度の 周知徹底にかかる取組み」について)

構成団体	問題点, 改善点等
広島県	【北部建設事務所】
	○長期に渡って未報告の建築物や、定期報告の提出はあるものの維持管理の不良が著しいいもの等
	に対する指導に苦慮している。
	○新型コロナウイルス対策のため、現地査察において用途等制限して実施している状態が続いてお
	り、所有者等に対する現地での直接指導や、維持管理状況の把握が難しい。
呉市	○特になし。継続して実施していく。
福山市	○継続して要是正の状態が認められ、文書により是正を促しても、改善されないケースがあるため、
	維持管理状況の改善につながる指導方法について継続検討している。
	○対象建築物の判定は消防行政の協力を得て実施しているが、網羅できているか不明である。小規
	模増築等により対象となった物件も存在すると思われるが、把握する手段を有していない。
三原市	○未提出の施設に対し督促を継続する。
	○新築について定期報告対象施設に該当するか否か確認審査報告書の受理の際、チェックする。

■定期報告率実績(建築物)令和5年3月末調査

	令和4年度目標	令和5年3月末実績	差
令和4年度報告対象分	100%	77. 2%	▲ 22. 8%
令和3年度報告対象分	100%	85. 1%	▲ 14. 9%
令和2年度報告対象分	100%	90. 4%	▲ 9. 6%

定期報告届出率(建築物)							
	R3年度末実績			R4年度末実績			
団体名	指標	R 元年度 報告対象分	R2年度 報告対象分	R3年度 報告対象分	R2年度 報告対象分	R3度 報告対象分	R4年度 報告対象分
	届出率(%)	84. 2	89. 4	80. 8	90. 4	85. 1	77. 2
協議会	届出件数(件)	482	937	1, 321	933	1, 347	456
	対象件数(件)	572	1, 048	1, 634	1, 031	1, 581	590

年度別報告対象建築物

		特定行政庁			
	用途		広島市	福山市	呉市
(-)	劇場、映画館又は演芸場		R4 (R1)	R2 (H29)	
(<u></u>	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	R3 (H30)	N4 (N1)	R4 (R1)	R3 (H30)
(三)	病院、診療所、老人ホーム又は児童福祉施設等	R2 (H29)		R3 (H30)	
(四)	旅館又はホテル	R2 (H29)	R4 (R1)		R2 (H29)
(五)	学校(各種学校を含む)又は体育館			R2 (H29)	KZ (ПZ9)
(六)	博物館,美術館,図書館,ボーリング場,スキー場, R2 (H29) R2 (H29) R2 (H29) R2 (H29)		NZ (HZ9)		
(七)	百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店 舗	R4 (R1)		R4 (R1)	R4 (R1)
(八)	キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 料理店又は飲食店		R3 (H30)	N4 (N1)	N4 (N1)
(九)	事務所その他これに類するもの(階数が7以上で,かつ,延べ面積が2,000 ㎡以上であるもの)			R3 (H30)	

■取組成果等

<u> </u>	
構成団体	取組み内容
広島市	○報告率は、令和3年度末(79.2%)より減少した。
呉市	○定期報告未報告建築物の所有者等へ督促文書を送付して、ある程度周知された。
	○定期報告対象建築物の所有者等へある程度周知されつつある。
福山市	○前回 (平成 29 年度) の旅館・ホテルの届出率は 76.1%であったが、令和 2 年度の届出率は 55.3%
	に減少した。新型コロナウイルス感染症の対策のため、事業者が営業を自粛したことや、行政が
	防災査察を取り止めたため定期報告の実施を促す機会が減少したことが原因と思われる。
東広島市	○未報告物件の所有者等に対しては、文書再通知及び電話連絡にて、報告書の提出を督促した結果、
	提出された物件があった。
尾道市	○未報告物件所有者等に対して督促した結果、報告がなされた物件があった。
三原市	○すべての対象施設から報告があった。
廿日市市	○督促を送付し、報告書提出状況の公表を行なっている
	○定期報告必要通知を複数回発送

構成団体	取組み内容		
広島市	○今年度の取組みを継続実施する。		
呉市)これまでの取組を継続して実施する。		
)法改正に伴う新規対象建築物についての報告率が低いので、引き続き所有 (管理) 者への周知を		
	図る。		
	○確認済証及び検査済証交付時に定期報告案内文を添付し、定期報告制度の更なる周知を図る。		

	○新規対象建築物を含め、定期報告対象建築物等の状況把握のため、更に十分なデータベースを整
	備する。
福山市	○昨年度末までに定期報告のなかった物件については、本年度5月末を期日として報告書を提出す
	るよう文書で督促した。なお、5月末までに提出がないものについては、重点的にフォローアッ
	プを行う。
	○新規対象となった建築物については、パンフレットを配布し定期報告制度を周知する。
東広島市	○未提出物件ついては、建築物所有者等に対し繰り返し督促を行うと共に、消防部局と連携し、合
	同査察を実施する。
尾道市	○引き続き取り組みを実施し、報告率の向上を目指す。
三原市	○引き続き定期報告の提出の通知を継続する。
廿日市市	○新規対象報告も含めて、定期報告の届出率の向上を目指す。
	○継続した未報告物件に対する対応の強化に取り組む。

■定期報告率実績(昇降機)令和5年3月末調査

	令和4年度目標	令和5年3月末実績	差
令和4年度報告対象分	100%	97. 0%	▲3.0%

定期報告届出率(昇降機)				
田休夕	体名指標	R3年度末実績	R4年度末実績	
凹体名		R3年度報告対象分	R4年度報告対象分	
	届出率(%)	97. 2	97. 0	
協議会	届出件数(件)	20, 055	20, 417	
	対象件数(件)	20, 632	21, 035	

■取組成果等

構成団体	取組み内容
広島県	○未届分については、督促通知を行った。
広島市	○報告率は、令和3年度末(97.0%)より若干減少した。
呉市	○文書を送付することにより、届出率の向上に繋がった。
福山市	○未報告物件への督促及び休止・廃止物件の把握に努めた。
	○小荷物専用昇降機の調査(廃止・休止)を行い、報告率の向上に努めた。
東広島市	○未報告のものについて督促通知を行った。
尾道市	○未報告物件所有者等に対して督促した結果、報告がなされた物件があった。
三原市	○定期報告の際の要是正項目の改善
廿日市市	○未報告物件の所有者に対し、定期報告制度の周知および督促を行うとともに、毎年未報告物件に
	対しては、特に事情聴取を行うなど個別対応により改善を図る。

7 120 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
構成団体	取組み内容
広島県	○未届物件について、督促等を継続して行う。
	○未使用物件について、休止届又は廃止届の提出をするよう指導し、昇降機台帳のデータ整理を行
	う。
広島市	○一般社団法人中国四国ブロック昇降機検査協議会と情報共有し、未報告者に対し文書で督促を行
	う。
呉市	○これまでの取組を継続する。
	○定期報告対象昇降機の確認済証交付時に定期報告案内を添付し、定期報告制度の周知・徹底を図
	る。
福山市	○未報告物件への督促を書面で行う。
	○廃止され、又は休止状態となっていないか調査し、報告率の向上を図る。

東広島市	○今後も未報告のものについて督促通知を行い、届出率 100%を目指す。
尾道市	○引き続き取り組みを実施し、報告率の向上を目指す。
三原市	○指導の継続
廿日市市	○未報告物件の所有者に対し、定期報告制度の周知および督促を行うとともに、毎年未報告物件に
	対しては、特に事情聴取を行うなど個別対応により改善を図る。

■定期報告率実績(その他の建築設備)令和5年3月末調査

	令和4年度目標	令和5年3月末現在	差
令和4年度報告対象分	100%	83. 9%	▲ 16. 1%

定期報告届出	定期報告届出率(その他の建築設備)		
団体名	指標	R3年度末実績	R4年度末実績
四本石	担保	R3年度報告対象分	R4年度報告対象分
協議会	届出率(%)	83. 5	83. 9
	届出件数(件)	2, 732	2, 509
	対象件数(件)	3, 270	2, 989

■取組成果等

構成団体	取組み内容
広島市	○報告率は、令和3年度末(81.0%)より増加した。
呉市	○定期報告の提出通知を送付することにより報告書の提出を促した。
	○定期報告未提出建築物等については、報告の督促を文書で行った。
福山市	○前回(令和3年度)の届出率76.6%に対し、今回は78.3%で同程度となった。
	○用途によって事業者の姿勢にばらつきが生じており、昨年度に引き続いて外部調査者の立ち入り
	に慎重な姿勢を示されるケースがあった。
東広島市	○未報告物件の所有者等に対しては、文書再通知及び電話連絡にて、報告書の提出を督促した結果、
	提出された物件があった。
尾道市	○未報告物件所有者等に対して督促した結果、報告がなされた物件があった。
三原市	○対象施設のうち定期報告の提出がない施設の所有者へ督促している。
廿日市市	○未報告物件の所有者に対し、定期報告制度の周知および督促を行うとともに、毎年未報告物件に
	対しては、特に事情聴取を行うなど個別対応により改善を図る。

/ (文 () 八 () () ()	-
構成団体	取組み内容
広島市	○今年度の取組みを継続実施する。
呉市	○これまでの取組を継続して実施する。
	○法改正に伴う新規対象建築物についての報告率が低いので、引き続き、所有(管理)者への周知
	を図る。
	○定期報告対象建築物等の確認済証及び検査済証交付時に定期報告案内文を添付し、定期報告制度
	の周知を図る。
	○定期報告対象建築物等の把握のため、更に十分なデータを整備する。
福山市	○建築物の安全確保のために定期調査・検査が必要とされていることについて、建築物の所有者等
	に適切に説明する。
東広島市	○未提出物件ついては、建築物所有者等に対し繰り返し督促を行うと共に、消防部局と連携し、合
	同査察を実施する。
尾道市	○引き続き取り組みを実施し、報告率の向上を目指す。
三原市	○継続した督促。
廿日市市	○未報告物件の所有者に対し、報告に向けて督促や防災査察等による指導を継続的に行う。

■違反建築物対策の徹底(防災対策に関すること) 違反建築防止週間 一斉パトロール

	令和4年度実績	令和5年度目標	改善件数
点検件数	393件	前年度以上	
無確認建築違反	O件	O件(前年度該当分)	
その他違反	37件	O件(前年度該当分)	22件
班員	20班	前年度以上	
人員	39人	前年度以上	

■実施した取組成果等(違反建築物対策の徹底に関するもの)

構成団体	取組み内容
広島市	○広島県独自防災週間の期間中の現地指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
	対策のため、中止している。
呉市	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、大規模な現地指導は中止したが、消防部
	局等からの要請による現地調査を行った。
福山市	○消防・都市・福祉・衛生の各部局と連携し、合同査察における是正指導を行った結果、複数物件
	で改善を完了し、または改善計画の作成が行われた。
	○違反防止啓発リーフレットを作成し、許認可部局において積極的に配布した。
	また、本課ホームページ上にも掲載し、違反防止の啓発を行った。
東広島市	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、防災査察は実施しなかった。
尾道市	○「広島県独自防災週間」期間中における現地指導の実施
	○関係部局(消防、旅館業法所管課等)と連携し、相談段階で違法な計画がないか、関係部局相互
	で確認・指導を行うように努めた。
三原市	○通学路に面する危険なコンクリートブロック塀の所有者へ文書による改善を通知する。
廿日市市	○定期報告未報告物件の所有者に対し、報告に向けて督促を行う。防災査察等を実施し、違反箇所
	について、管理者へ指導を行った。

■今後の対処方針

フロスリングリスピノリエロ	
構成団体	取組み内容
広島市	○引き続き定期報告が提出されていない特定建築物を中心に、消防局と連携し、必要な指導を実施
	する。
福山市	○過去の防災査察や定期報告において、要是正が改善されないまま継続している建築物について
	は、改善計画を作成して早期に改善するよう通知した。
尾道市	○関係課と連携を図り、多角的に指導する。
三原市	○パトロールの実施
	○防災査察の再開
廿日市市	○定期報告未報告物件の所有者や、違反建築物の所有者へ、査察等を通じ、指導を継続的に行う。

■関係機関・関係団体との連携による執行体制

	令和4年度実績	備考
消防機関連絡会議開催行政庁数	70%(7/10)件	10団体 (3建設事務所、7特定行政庁)
消防機関合同査察実施件数	106件	

■実施した取組成果等(関係機関・関係団体との連携)

構成団体	取組み内容
広島県	【西部建設事務所】
	○消防からの照会があった場合は、随時査察を行っている。
	【東部建設事務所】
	○管内の消防署と情報交換を行い、合同で防災査察を実施し連携強化に努めている。
	【北部建設事務所】
	○査察(指導)対象建築物の情報共有により、所有者に対し、連携して指導することができた。
広島市	○許認可部局への申請届出等に当たり、既存建築物の増改築、用途変更その他の改修を伴う場合は、
	消防局が作成した情報共有システムにその情報を入力し、許認可部局、消防局及び建築部局が随
	時閲覧できるようにしており、これらの情報を基に、必要に応じて現地での確認を行い、違反建
	築物の未然防止を図っている。
	〔情報共有件数(令和5年2月末):1041件(食品関係961件、旅館等38件、介護施設22件、保育
	施設 19 件、高齢福祉施設 1 件)〕
呉市	○消防部局からの情報提供により、合同で現地調査、指導を行った。
福山市	○2012 年度より、福山市特殊建築物安心安全連絡会議を設置しており、2022 年度も消防・都市・
	福祉・衛生の各部局の担当者が出席して実務担当者会議を実施した。
	○独自の情報共有システムを運用し、特に福祉施設の法令適用や用途判断について担当課からの意
	見照会に関係課がそれぞれ所掌する法令に関して回答することにより、違反の防止に努めた。
東広島市	○建築部局、消防部局で構成する安全対策連絡会議において、査察に関して協議を行い、合同査察
	を実施した。
尾道市	○消防部局と連絡調整を行った。
	○合同査察は新型コロナウイルス感染対策を考慮する。
三原市	○新型コロナウイルス感染症対策のため特に要する場合を除き中止している。
廿日市市	○コロナウイルス拡大時期によっては、書面開催とした年もあったが、平成 25 年度より毎年開催
	し、情報の共有及び連携の方策の実施について協議を行っている。
三次市	○北部建設事務所において開催された「広島県北部地区既存建築物防災安全対策連絡会議」に参加

7 友 マノ 入り 大ピノリ 並	
構成団体	取組み内容
広島県	【西部建設事務所】
	○消防機関から違反建築物に対する状況を報告(相談)いただくなど、連携体制が構築できたため、
	消防機関連絡会議を適宜開催にするなど、今後もこの連携体制を強化・継続していく必要がある
	と考える。
	【北部建設事務所】
	○既存建築物防災安全対策連絡会議(消防及び関係市)については、情報交換の場として有効であ
	ったため、北部建設事務所としては今年度も行うことを検討しているが、次年度以降については、
	安芸高田市が所管替えに伴い対象となる消防機関、関係市が増えることとなるため、引き続き開
	催するべきか、及び連携をどのように図っていくかについて懸念している。
広島市	○平成28年3月に設置した「広島市建築物防火安全対策に関する連絡会議」において、実施して
	いる取組について改善すべき点がある場合には、必要に応じて見直しを検討する。
福山市	○今年度も、当該実務担当者会議を定期開催し、関係課との情報共有及び緊密な連携を行い、違反
	の防止を図る。
東広島市	○安全対策連絡会議を開催し、引き続き連携の強化を図る。
尾道市	○防災週間期間のみならず、年間を通して合同査察を行う。
三原市	○査察の再開
廿日市市	○違反対応について、査察や情報共有で、消防と連携を行っている。

重点施策2 災害発生に伴う被害の未然防止

●建築物の耐震診断・改修の促進

■取組成果等

構成団体	取組み内容			
広島県	○耐震診断義務付け建築物(要緊急安全確認大規模建築物、広域緊急輸送道路沿道建築物)の所有			
	者等に対して、耐震改修補助制度の周知に関係市町と連携して取り組むとともに、必要に応じて			
	戸別訪問などにより耐震改修の早急な実施を働きかけた。			
広島市	○令和3年3月に広島市民間建築物耐震改修促進計画(第3期)を策定し、要緊急安全確認大規模			
	建築物と避難路等沿道建築物について、次のとおり重点的に耐震化の促進に取り組んでいる。			
	○要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る補助制度を平成28年4月に創設し、当該建築物			
	の耐震改修の補助を実施した。			
	○避難路等沿道建築物の耐震診断に係る補助制度を平成28年4月に創設し、当該建築物の耐震診			
	断の補助を実施した。			
呉市	○要緊急安全確認大規模建築物の1棟について、建物所有者に早期対応を働きかけた。			
	〇広域緊急輸送道路沿道建築物については、3棟を除却、1棟を改修、1棟を建替着手した。			
	○本市が指定した避難路の沿道建築物1棟について、建物所有者に早期対応を働きかけた。			
福山市	○耐震化の予定が未確定な要緊急安全確認大規模建築物及び広域緊急輸送道路沿道建築物の所有			
	者に対し、耐震改修等の実施の意向や時期を確認した。			
	○2022 年度(令和4年度)に、広域緊急輸送道路沿道建築物1棟の除却が完了した。			
東広島市	○広域緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、耐震改修について案内した。			
	○緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、耐震診断補助制度についてのお知らせ通知を送付し			
	た。			
尾道市	○要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の促進に向けて所有者との連絡を定期に行った。			
三原市	○広域緊急輸送道路沿道建築物の補助を活用し1件を除却			
廿日市市	○耐震診断の普及に対しHPや広報活動を行っている。			
	○緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、周知及び状況把握に努めた。			
三次市	○要緊急安全確認大規模建築物について、1件に対し補助を実施。(除却完了)			
	○広域緊急輸送道路沿道建築物について、所有者からの相談等に対応し情報提供や事業実施につい			
	て働きかけを行った。			

■評価

耐震改修促進計画の策定予定時期、耐震診断・耐震改修に係る補助制度の実施状況等(R5年度補助制度・R4年度補助実績)は、参考資料1の参考9のとおりであった。

耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく具体的な取組みにより、耐震化を促進する。

構成団体	今後の対応
広島県	○耐震診断義務付け建築物の耐震化の促進については、所有者へ意向調査を実施するなどして、粘
	り強く働きかけていく。
広島市	○ホームページの掲載やチラシ配布、個別訪問などを実施し、耐震診断、耐震補強設計及び耐震改
	修工事の補助制度の周知を図る。
呉市	○耐震改修等が未実施である当該建築所有者に対し、耐震化の重要性等を理解していただくため、
	協議を継続的に行っていく。
福山市	○国の補助期限が延長された場合は、耐震改修工事の早期実施に向けた情報提供や進捗確認を行
	う。
尾道市	○要緊急安全確認大規模建築物に対する耐震改修等を促す。
三原市	○計画的に除却等を促進する。
廿日市市	○広域緊急輸送道路沿道建築物について、耐震改修補助制度の検討を行う。
	○補助事業としている対象建築物の所有者に対して、継続的に周知及び誘導に努める。

三次市	○広域緊急輸送道路沿道建築物について、引き続き、所管行政庁と連携し相談者に対する啓発等を
	実施する。

●住宅の耐震診断・改修の促進

■取組成果等

構成団体	取組み内容
広島県	○市町と協調して実施する木造住宅の耐震改修補助制度を創設し、住宅事業者団体や県民に向けて
	補助制度の活用を呼びかけた。
広島市	○戸建木造住宅を対象に耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修に要する費用の一部補助を行った。
	○ホームページ・広報紙の活用、セミナーの開催等により耐震化に向けた市民の意識啓発に努めた。
呉市	○木造住宅耐震診断の募集を行い、10棟の耐震診断を実施した。
福山市	○窓口及び市ホームページ、広報誌での補助制度について周知した。
	○住宅事業者に対し、県と共に補助制度の周知活動を行った。
	○福山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを制定し、公表した。
	○建築士を対象とした建築士会主催の講習会において、木造住宅耐震化等補助制度を周知した。
	○1981 年以前に建築された木造住宅の所有者の方へ耐震診断・改修についての補助制度の案内を
	送付した。
東広島市	○民間木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度について、窓口配布、広報誌及びHPに掲載し、
	R4年度は4件の耐震診断を行った。なお、耐震改修についてはR4年度は行っていない。
	○特定の団地内における対象建物所有者への啓発文配布。
尾道市	○木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費、耐震シェルターの補助について、広報した。
	○公共施設へポスターを貼り耐震の必要性の周知を図っている。
	○耐震診断資格者へ耐震診断を案内するための冊子を配布した。
三原市	○木造住宅耐震診断は予定件数8件のうち3件実施
	○木造住宅耐震化補助は予定件数4件のうち3件について事業の補助
廿日市市	○木造住宅、アクションプログラムに基づき、昭和 56 年以前に造成された、住宅団地等にチラシ
	のポスティングをしたことにより、申し込みに一定の成果があったものの、計画件数には達しな
三次市	かった。 ○ホームページや広報誌による補助制度の周知を実施(広報誌については年2回)。
一次中	しな、 ~ ・ ~ ・ / 四本時による間が同及り回れて大地(四本時に)が、 (は十七回)。

■評価

耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく具体的な取組みにより、目標の耐震化率を達成する。

一一人の外にカゴ					
構成団体	今後の対応				
広島県	○昨年度の取組に対する検証結果を踏まえ、協調補助を行う市町と連携して住宅事業者や解体事業				
	者へのアプローチを図るなど、補助制度の広報活動の内容を見直すとともに、この補助制度が				
	り多くの市町で創設されるように、関係市町へ粘り強く働きかける。				
広島市	○耐震診断、耐震改修等の補助事業や、意識啓発等の取組を引き続き実施する。				
	○令和5年度に拡充を行った補助制度の周知を図る。				
呉市	○これまでの取組(木造住宅耐震セミナー、出前トーク、及び防災パネル展等)を継続し、住まい				
	の耐震化の重要性を啓発していく。				
福山市	(今後の方針)				
	○木造住宅の所有者に対し、出前講座等を実施し、耐震性の確保に係る意識啓発に取り組む。				
	○木造住宅の所有者等が改修計画時に参考とできるよう、市の登録耐震診断資格者を一覧で公表す				
	る。				
	(以下、協議会への提案)				
	○改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会の実施及び耐震改修事業者リストを作成し公				
	表する。				
	○耐震診断資格者の登録している建築士に対して、リーフレットや補助制度の変更点を説明し啓発				
	活動を実施する。				
東広島市	○引き続き、耐震診断・耐震改修に関する啓発活動・補助制度を実施する。				

尾道市	○耐震改修工事に対する補助制度の拡充を図る。			
	○耐震改修工事が促進されるよう、相談者に案内する。			
三原市	○広報誌や HP による啓発の継続			
	○ダイレクトメールによる啓発の継続及び台帳の持続的な整備			
	○所有者との面談の継続			
廿日市市	○広島県の支援事業を活用し、住宅の耐震化の促進に取り組む。			
	○木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる取組みを引き続き継続する。			
三次市	○耐震性が確認できない既存ブロック塀の解体・建替え補助を4件実施			

●耐震化に関する全般事項

■取組成果等

構成団体	取組み内容
広島市	○建築物の耐震化に関する相談を受け、補助制度を活用した耐震診断の実施等の説明を行った。
呉市	○市が主催する「木造住宅耐震セミナー」において、呉工業高等専門学校及び建築士会(呉地区支
	部)と連携し、講師を派遣していただく予定であったが、新型コロナの影響により中止となった。
福山市	○耐震診断及び耐震改修について、市ホームページを更新した。
	○建築士を対象とした建築士会主催の講習会において、木造住宅耐震化等補助制度の周知を行っ
	た。
東広島市	○建築士会等の関係団体と連携して耐震診断・耐震改修の周知を図る。
尾道市	○関係団体との連携による意識啓発 (建築士会尾道支部)
三原市	○広島県建築士会と共同し耐震診断の実施
廿日市市	○通学路等に面する安全性が確認できないブロック塀の除却、建替について補助制度を活用し、安
	全確保の促進に務めた。

■評価

耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく具体的な取組みにより、目標の耐震化率を達成する。

構成団体	今後の対応
広島市	○建築物の耐震化に向け、関係団体へ補助制度の案内について情報提供等を行う。
呉市	○自主防災組織へ耐震事業のチラシを配布し、市民の防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・
	重要性の普及・啓発に努める。
福山市	○過去に相談を受けた所有者や耐震診断資格者の登録している建築士に対して、リーフレットや補
	助制度の変更点を説明し啓発活動を実施する。
	○インターネットの利用ができない環境におられる方や、コロナウイルス感染拡大防止措置の関係
	で、来庁等が難しい方へ資料の送付を行う。
尾道市	○引き続き、関係団体との連携による意識啓発を行う。
	○関係団体に会議等で情報提供を行う。
三原市	○旧耐震基準の木造住宅の台帳整備
	○ダイレクトメールによる啓発
廿日市市	○補助事業としているブロック塀の所有者に対して、継続的に周知及び誘導に努める。

補足 平成 23 年度重点施策に係る評価指標の実績値の算出(中間検査・完了検査の徹底)

■実施した取組み

構成団体	取組み内容				
広島市	○確認済証交付時に、チラシを添付し、中間・完了検査の手続きについて周知を図った。				
呉市	○建築主及び工事監理者に文書・電話で適宜督促を行った。				
	○建築確認済証の交付時に説明チラシを配布し、検査の必要性について周知徹底した。				
福山市	○検査予定時期超過物件の把握				
	確認済証交付物件の管理台帳により、定期的に中間検査・完了検査の予定時期を超過した物件の				
	把握を行った。				
	○未受検建築物に対する建築主・工事監理者への状況確認				
	検査予定時期を過ぎても、手続きがなされていない物件について、建築主又は工事監理者に電話				
	等により状況を確認し、確実な中間検査・完了検査の受検を指導した。				
東広島市	○確認済証交付時に、中間・完了検査受検啓発チラシを添付し、中間・完了検査の必要性について				
	周知を図った。				
	○中間・完了検査の受検状況について、検索システムとは別に管理台帳を作成し、未受検建築物を				
	容易に把握できるようにした。				
	○未受検建築物について、工事監理者に電話連絡し状況を確認した。				
尾道市	○確認済証交付時に周知を行った。				
	○検査予定日超過物件について、現地調査を行い、工事監理者に対応を求めた。				
三原市	○確認済証の交付時に中間検査や工程指定に関する注意事項の周知				
	○違反建築物防止週間の完了検査未了の物件の検査促進				
廿日市市	○中間検査については、確認済証交付時に中間検査対象建築物である旨の文書を添付し、口答で中				
	間検査を受検するよう伝えるなど、周知を図った。				

■検査済証交付率

令和2年度確認対象分	令和4年度目標	令5年3月末実績	差
	100%	98. 4%	▲ 1. 6%

検査済証交付率 :			※交付率:小数点第2位を切り下げ	Ť
団体名			実績(令和5年3月末)	実績(令和5年3月末)
			R 元年度確認分	R2年度確認分
協議会	特定行政庁処理分	交付率(%)	96. 6	96. 0
		交付件数(件)	914	770
		対象件数(件)	946	802
	指定確認検査機関処理 分	交付率(%)	97. 8	98. 7
		交付件数(件)	9, 359	8, 696
		対象件数(件)	9, 569	8, 809
	合計	交付率(%)	97. 6	98. 4
		交付件数(件)	10, 273	9, 466
		対象件数(件)	10, 515	9, 611

■取組成果等

マッカンシント・1	
構成団体	取組み内容
広島市	○平成31年度確認対象分の検査済証交付率は、令和4年3月末時点より増加した。
	(令和4年3月末:95.7%)
呉市	○建築主・工事監理者に、完了検査の必要性について、かなり周知がされている。
福山市	○検査予定時期を過ぎても、手続きがされていない物件について、建築主又は、工事監理者に電話
	等により状況を確認し、中間検査・完了検査の受検を指導した。

東広島市	○確認済証交付時の完了検査受検啓発チラシの添付や、台帳管理による受検超過日建築物の把握、
	また建築主等への連絡により、失念による未受験建築物数の抑制が図られた
尾道市	○検査予定期日超過物件の把握
三原市	○検査済証交付率の改善
廿日市市	○中間検査については、確認済証交付時に中間検査対象建築物である旨の文書を添付し、口答で中
	間検査を受検するよう伝えるなど、周知を図った。
三次市	○数件の未完了が確認できるが、概ね、適正に手続きがなされている。

■今後の対処方針

/ 交 リング ペニノコ 並	
構成団体	取組み内容
広島市	○今年度の取組みを継続実施する。
呉市	○検査対象建築物のデータベースを整備し、検査予定日超過物件を把握できるようにする。
	○今までの取組を継続し、更に適正な工事監理を促すために、工事監理者に周知をさせる。
福山市	○今後も継続して各物件の状況を管理台帳及びデータベース等により把握する。
東広島市	○確認済証交付時に、完了検査受検啓発チラシを添付し、完了検査の必要性について周知を図る。
	○未受検建築物について、工事監理者、建築主に電話連絡を行い、状況の聞き取りを行い、検査を
	受検するよう指導する。
尾道市	○検査予定期日超過物件の追跡調査を行う。
三原市	○継続した啓発と指導
廿日市市	○現在の取組みは引き続き継続する。
	○確認済証交付時に完了検査受検するよう伝えるなどの周知を図る。
三次市	○未完了物件の状況把握及び未着工物件に対する工事実施意思の確認を行う。

■中間検査合格証交付率

令和3年度確認対象分	令和4年度目標	令和5年3月末実績	差
	100%	97. 2%	▲ 2. 8%

中間検査合格証交付率		※交付率:小数点第2位を切り下	げ	
団体名			実績(令和5年3月末)	実績(令和5年3月末)
			R2年度確認対象分	R3年度確認対象分
協議会	特定行政庁処理分	交付率(%)	99. 0	99. 3
		交付件数(件)	313	300
		対象件数(件)	316	302
	指定確認検査機関処理 分	交付率(%)	98. 9	97. 1
		交付件数(件)	7, 476	8, 030
		対象件数(件)	7, 556	8, 266
	合計	交付率(%)	98. 9	97. 2
		交付件数(件)	7, 789	8, 330
		対象件数(件)	7, 872	8, 568

■取組成果等

- 1×1±1×1× 1			
構成団体	取組み内容		
広島市	○令和2年度確認対象分の中間検査合格証交付率は、令和4年3月末時点と変わりなかった。		
	(令和4年3月末:98.1%)		
呉市	○建築主・工事監理者に中間検査の必要性についてかなり周知がされている。		
福山市	○確認申請書の正本・副本の表紙に中間検査対象物件である旨のスタンプを押し、申請者(代理者)		
	に中間検査対象物件であることが分かりやすいようにした。		
東広島市	○確認済証交付時のチラシの中間検査受検啓発チラシの添付や、台帳管理による受験超過日建築物		
	の把握、また建築主等への連絡により、失念による未受検建築物数の抑制が図られた。		
尾道市	○検査予定期日超過物件の把握		
三原市	○中間検査合格証の交付率の維持		

廿日市市	○概ね目標通りの成果であった。
三次市	○中間検査の実施されていない物件は未完了物件であり、それ以外は適正に手続きがなされてい
	る。

構成団体	取組み内容
広島市	○今年度の取組みを継続実施する。
呉市	○検査対象建築物のデータベースを整理し、検査予定期日超過物件を把握できるようにする。
	○今までの取組を継続し、更に適正な工事監理を促すため、工事監理者に周知をする。
福山市	○引き続き中間検査対象物件であることについて申請者及び工事監理者に適切に周知する。
東広島市	○確認済証交付時に、中間検査受検啓発チラシを添付し、中間検査の必要性について周知を図る。
	○未受検建築物について、工事監理者、建築主に電話連絡を行い、状況の聞き取りを行い検査を受
	検するよう指導する。
尾道市	○検査予定期日超過物件の追跡調査行う。
三原市	○継続的な啓発
廿日市市	○現在の取組みを引き続き継続する。
三次市	○未完了物件への状況把握と未着工の場合は着工意思を確認する。

補足 平成 23 年度重点施策に係る評価指標の実績値の算出(建築物の耐震診断・改修の促進)

■実施した取組み

構成団体	取組み内容
広島市	○戸建木造住宅への耐震診断、耐震改修等の補助事業の実施
	○ホームページ・広報誌の活用、セミナーの開催等による意識啓発
呉市	○耐震改修工事の実施予定のない要緊急安全確認大規模建築物の所有者へ耐震化の必要性につい
	て説明し、早期実施に向けた協力をお願い、前向きな返答を得た。(1棟)
	○耐震改修工事の実施要諦のない要安全確認計画記載建築物 (避難路沿道建築物) の所有者へ耐震
	化への必要性について説明し、早期実施に向けた協力をお願し前向きな返答を得た。(1棟)
福山市	○窓口や市ホームページ、広報誌にて、耐震診断・改修の補助制度について周知を行った。
	○公民館や交流館において出前講座を実施し、補助制度について概要説明を行った。
東広島市	○ホームページ、リーフレットの窓口配布等による周知。
	○特定の団地内における対象建物所有者への啓発文配布。
尾道市	○公共施設内にポスターを貼り耐震の必要性の周知を図った。
	○木造住宅の耐震診断、耐震改修の補助の周知を図った(HP、市広報誌)
三原市	○台帳の作成
	○ダイレクトメールによる啓発
廿日市市	○旧耐震基準で建築している木造住宅の所有者に対して、耐震診断希望者を募集し、市が診断を実
	施している。(平成20年度から継続的に実施)
	○旧耐震基準で建築している木造住宅を耐震化する者に対して費用の一部を補助する。(平成 22
	年度より継続実施)
	○チラシの配布等により、耐震関係の周知及び啓発を図った。
三次市	○広報誌による補助制度の周知を実施。

■耐震診断・補強交付件数率

	令和4年度目標	令和5年3月末現在	差
耐震診断交付件数率	100%	55. 5%	▲ 44. 5%
耐震補強交付件数率	100%	64. 5%	▲ 35. 5%

耐震診断・補強交付件数率 ※交付件数率:小数点第2位を切り下げ				
	団体名	指標	実績(令和5年3月末)	
		件数率(%)	55. 5%	
	耐震診断交付件数率	実件数(件)	35	
協議会		計画件数(件)	63	
が残女		件数率(%)	64. 5%	
	耐震補強交付件数率	実件数(件)	20	
		計画件数(件)	31	

■取組成果等

構成団体	取組み内容
広島市	○戸建木造住宅の耐震診断は1件と昨年に比べ実件数が少ないが、戸建木造住宅の耐震補強は3件
	の実施となり、昨年に比べ増加する結果となった。
呉市	○広域緊急輸送道路等沿道建築物について、3棟の除却を行った。
福山市	○2021 年度の補助金交付要綱の改正により、新たに耐震不適格である戸建住宅の現地建替え、非
	現地建替え及び除却も補助対象に追加したため、2022年度の交付件数の増加がみられた。
東広島市	○啓発活動後に耐震診断、耐震改修に関する数件の問い合わせがあった。

尾道市	○木造住宅の耐震診断・耐震補強の補助を行った。
	○耐震診断資格者へ、耐震化推進のための冊子を配布した。
三原市	○耐震診断は予定件数8棟のうち3棟実施
	○耐震化補助事業は4棟のうち3棟実施(すべて解体)
	○広域緊急輸送道路遠藤建築物の除却1棟
廿日市市	○チラシの配布等により、耐震関係の周知及び啓発を図った結果、申し込みに一定の成果があった
	ものの、計画件数には達しなかった。

構成団体	取組み内容
広島市	○住宅の耐震診断、耐震改修等の補助について、ホームページへの掲載や窓口等によるチラシの配
	布を行うとともに、過去の耐震診断補助利用者に対して個別にチラシを送付し、周知を図る。
呉市	〇呉市耐震改修促進計画(第3期計画)に基づき、耐震化の促進を図っていく。
福山市	○過去に相談を受けた所有者や耐震診断資格者の登録している建築士に対して、リーフレットなど
	を活用し、啓発活動を実施する。
	○地域住民への説明の機会を活用して、補助対象者への周知に努める。
東広島市	○引き続き、耐震診断・耐震改修に関する啓発活動・補助制度を実施する。
尾道市	○引き続き、所有者等へ情報提供・周知を行う。
	○関係団体に対しても、情報提供を密に行う。
三原市	○広報誌や HP による啓発の継続
	○ダイレクトメールの送付の継続及び台帳の持続的な整備
	○広域緊急輸送道路沿道建築物の所有者との面談の継続
廿日市市	○木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる取組みを引き続き継続する。
三次市	○耐震対策に関する情報提供等を充実させる。